

公告第3号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和7年4月22日

郡山地方広域消防組合

管理者 品川 萬里

第1 制限付一般競争入札に付する事項

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 件名 | 携帯型無線装置 67台 |
| 納入場所 | 郡山地方広域消防組合消防本部通信指令課 |
| 納入期限 | 令和8年3月31日 |
| 物品調達 の概要 | ・携帯型無線装置 ・別添仕様書のとおり |
| 支払条件 | 納品後、適正な請求書を提出した日から30日以内（一括払い） |

第2 入札執行の場所及び日時

1 場所 郡山地方広域消防組合消防本部 5階視聴覚室

2 日時 令和7年5月29日（木）午前11時00分

※郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第3 入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加することができる者の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 3 公告の日から過去5年以内に本契約と同種かつ同程度の契約を、国又は地方公共団体から受注し納入した実績を有する者であること。
- 4 故障等の異常が発生した場合には、迅速な修理又は整備対応できる者であること。

第4 仕様書等の交付

入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）には、本業務に係る仕様書等の写し（以下「仕様書等」という。）を次のとおり交付を受けることができる。

なお、仕様書等交付申込書（別紙1）を提出し、仕様書等の交付を受けること。

（郵送も可能とする。郵送場合は締切日必着。）

- 1 期間 令和7年4月22日（火）から令和7年5月15日（木）まで（郡山地方広域消防組合の

休日を定める条例(平成3年条例第4号)第1条に規定する組合の休日(以下「組合の休日」という。)を除く。)

- 2 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- 3 場所 郡山地方広域消防組合消防本部総務課(消防本部庁舎4階)

第5 入札参加の申込み

1 入札参加希望者は、仕様書等の内容を確認した後、本公告中第3に掲げる資格基準について、入札参加申請書(別紙2)及び入札参加資格確認資料(過去5年以内の契約書等の写しを添付)以下「申請書等」という。)を郡山地方広域消防組合管理者(以下「管理者」という。)に提出し、当該物品調達に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 申請書等の受付

- (1) 期間 令和7年4月22日(火)から令和7年5月15日(木)まで(組合の休日を除く。)
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 場所 郡山地方広域消防組合消防本部総務課において行う。

なお、郵送での申請も可能とする。(郵送場合は締切日必着)

3 確認結果の通知

管理者は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を当該入札参加資格申請者に通知するものとする。

第6 仕様書等に対する質疑応答

1 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等質問書(別紙3)を令和7年4月22日(火)から令和7年5月8日(木)まで(組合の休日を除く。)に総務課宛てに提出するものとする。

なお、郵送での質疑を受け付ける。(郵送場合は締切日必着)

2 質問に対する回答は、令和7年5月15日(木)までに質問者に回答するとともに、仕様書等回答書(別紙4)を郡山地方広域消防組合ウェブサイトに掲載するものとする。

第7 入札保証金

入札保証金については、郡山地方広域消防組合契約規則による。

なお、郡山地方広域消防組合契約規則第25条第1項第1号又は第2号に該当する場合は免除する。

入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の全部を免除された者は、入札金額の100分の5に相当する額を、一部を免除されたものにあつては入札金額の100分の5に相当する額から納付した入札保証金の額を差し引いた額を収めること。

第8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない契約期間中の総額を入札書に記載すること。

第9 入札の中止等

本物品調達に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者とする。
ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は2回を限度とする。）

第12 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行わなければならない。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項又は第2項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合に生じる損害については、本組合は一切の責めを負わないものとする。
- 4 契約書は本組合が作成するものとする。

第13 契約保証金

契約保証金は、郡山地方広域消防組合契約規則(昭和48年郡山地方広域消防組合規則第16号)による。

第13 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、件名を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、郡山地方広域消防組合契約規則による。

第14 その他

- 1 本契約は、入札結果により議会の議決に付すべき契約となる場合は、議決を得た場合に成立する。

- 2 必要な様式は郡山地方広域消防組合ウェブサイトからダウンロードすること。
- 3 その他不明な点については、郡山地方広域消防組合消防本部総務課まで問い合わせること。（電話：024-923-8171）